

## 決算報告規程

1989年10月28日制定

### (目的)

第1条 本規程は、茨城県テニス協会（以下「協会」という）の年度事業計画において予算を計上した事業（以下「事業」という）に係る決算が、公正かつ円滑に行われるよう定めるものである。

### (決算の内訳)

第2条 決算の内訳は次の項目にて行うものとする。

#### (1) 収入の部

参加料

大会等での参加者から徴収額

補助金

協会からの活動費及び補助、並びに後援料

その他

から 含むことができない収入

#### (2) 支出の部

事務費

通信費、文具代及び印刷に要した費用等

行動費

旅費及び日当等

運営費

会場使用料、保険料、ボール代、弁当代及び賞品代等

その他

謝礼等、 から 含むことができない費用

### (報告)

第3条 各事業の実施担当者は、様式1による「決算報告書」を事業終了後、原則として4週間以内に協会事務局に提出しなければならない。

但し、3月に実施する事業の決算報告は事業終了後速やかに提出しなければならない。

2 決算の報告書には、様式2にて「内訳明細書」を添付しなければならない。

### (証拠書類)

第4条 報告には領収書等の証拠書類を添付しなければならない。なお、証拠書類は項目毎に整理し、A4の台紙に糊付けし、内訳明細書に対応した通し番号を付し、容易に識別できるようにしなければならない。

2 添付する証拠書類は原則として原本でなくてはならない。

(改定)

第5条 本規程の改定は、理事会の決定によるものとする。

付則 本規程は1989年10月28日に制定し、1990年4月1日から施行する。

本規程は2008年4月27日に改定し、2008年4月1日から施行する。

# 平成 年度 決算報告書

事業名 \_\_\_\_\_

(大会名等)

日 程 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

収入合計 \_\_\_\_\_ 円

支出合計 \_\_\_\_\_ 円

差引残高 \_\_\_\_\_ 円

内 訳

## 1. 収入の部

項 目	金 額	摘 要
参加料		
補助金		
その他		
収入合計		

## 2. 支出の部

項 目	金 額	摘 要
事務費		
行動費		
運営費		
その他		
支出合計		

以上の通り証拠書類を添えて報告いたします。

平成 年 月 日 報告責任者 \_\_\_\_\_ 印

